

山村のくらし支援整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山村地域において生活基盤又は交流基盤の整備を行うことにより、地域への住民の定住と地域コミュニティの維持・再構築を促進し、もって山村地域の振興を図るため、市町村又は市町村が補助する団体が山村地域等において行う山村のくらし支援整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「山村地域」とは、次に掲げるいずれかに該当する県内の区域をいう。

(1) 山村振興法（昭和45年法律第64号）第2条に定める山村の区域

(2) 前号に準じる区域として、知事が別に定める基準に適合する区域

2 この要綱において「市町村」とは、山村地域を管轄する市町村をいう。

3 この要綱において「団体」とは、次に掲げるいずれかに該当する県内の団体をいう。

(1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合

(2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

(3) 山村地域の活性化を目的とする第3セクター

(4) 山村地域での生活環境改善又は交流活動促進を目的とし、5戸以上の山村地域の住民が組織する団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 別表1に掲げる事業で市町村が行う事業

(2) 別表1に掲げる事業で団体が行う事業に対し、市町村が補助を行う事業

2 補助事業は、知事が別に定める基準に適合する事業でなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業における補助対象経費及び補助対象事業費限度額並びに補助率は、別表2のとおりとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提 出 期 限
事業計画書	別記第1号様式	1部	別に定める日
収支予算書	別記第2号様式		
役員に関する名簿	別記第3号様式		

2 前項の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合（別に定める変更に限る。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合（別に定める変更に限る。）
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) 補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した各事業実施主体について、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったことにより補助金額から減額して報告した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(変更の承認等)

第7条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を申請しようとする場合は、この変更承認申請書の提出を省略することができる。

2 前条第1号ウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付の決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提 出 期 限
事業計画書	別記第1号様式	正副2部	別に定める日
収支決算書	別記第2号様式		

- 2 第5条第2項のただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした場合は、その該当する事業実施主体について前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業を実施する市町村を管轄する振興局農林水産振興部長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月11日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。
- 2 山村地域力再生事業補助金交付要綱(平成18年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の山村のくらし支援整備事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業の種類	事業内容	事業対象地域
1 暮らしの向上促進事業	住民が安心して安全に生活するために必要な施設等の整備	山村地域に限る。 ただし、山村地域と一体的に整備するのが適切であると認められる施設等については、山村地域外の地域であっても事業対象地域にすることができる。
2 ふれあい交流促進事業	山村地域の魅力を活用した交流活動を促進するために必要な施設等の整備	
3 生活のみち機能向上事業	山村地域での生活に必要な不可欠な道路の機能向上を目的とした整備	

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助対象事業費限度額	補助率
市町村が別表 1 の事業を行うのに要する経費又は市町村が県の補助率を超える補助を行う場合で、団体が別表 1 に掲げる事業を行うのに要する経費	10,000千円	2分の1以内 ただし、別表 1 の 3 の事業については、補助率を3分の1以内とする。